第15.1章 アフリカ豚コレラ (改正案)

-概要-

アフリカ豚コレラ(ASF) 家畜伝染病とは

- ○宿主は、豚・イノシシ(Sus scrofa)、また、イボイノシシなどのアフリカ野生 豚類や皮膚の柔らかいヒメダニ科ヒメダニ属(Ornithodoros属)のダニ(レゼルボア)。
- ○病原体は、アフリカ豚コレラウイルス(以下、ASFV) (Asfarviridae科Asfivirus属、エンベロープを有する大型2本鎖DNAウイル ス、単球やマクロファージ等でよく増殖)
- ○病状はウイルスの病原性により多岐にわたり、発熱、食欲不振、出血性 病変を呈し急性に死亡するものから、慢性的に経過するもの、無症状の ものまで様々。
- 〇サハラ以南のアフリカ及びイタリアのサルジニア島に常在していたが、 近年、ジョージア、ロシア及びポーランドなどの欧州諸国にも発生が拡大。
- ○伝播: 豚・イノシシ間の直接接触、残飯に含まれる感染した肉片の摂食。 また、ダニによるウイルスの媒介。

改正案のポイント

- ✓ OIEマニュアルに合わせて、豚での潜伏期間を 修正(15日→19日)。
- ✓ヒメダニは必ずしも疫学に関与しないため、 15.1.2条第6号及び7号を修正。
- ✓皮及び狩猟記念品の輸入について、清浄国の全ての豚由来の場合と家畜及び飼育野生豚由来の場合の要件を分けて記載。
- ✓ウイルスの不活化条件を更新。

前回の日本コメント

第2条 国、地域又はコンパートメントのASFステータスの 決定のための一般的基準

<最後のパラグラフ>

「野生又は野生化若しくはアフリカ野生豚類のASFV感染が通報されても、本条の規定を遵守する国からの、家畜又は飼育野生豚の産品を本章の関連する条項に従って安全に貿易することができる。」

青字について

(日本)輸出国で遵守されていることを輸入国が必要に応じてリスク評価するための、輸入を一時的に止めるプロセスが含意されていることを確認したい。

 \downarrow

(コード委)輸入国と輸出国は、輸入条件を同意するため、 第5部の関連章に従うべき。

改正案(第15.1章)の構成

第1条 総則 (宿主、感染定義、潜伏・感染期間、野生豚等の取扱い) 第2条 清浄性を決定する一班基準 (国、地域又はコンパートメント) 第3条 清浄国又は地域;清浄コンパートメント;清浄国又は地域内の封じ込め地域の設置

清浄ステイタスの回復

輸入条件

疾病監視

第4条

第5~17条

第18~21条

第22~27条

コンパートメント: 国際的な貿易のため、特定の疾病に対して、体系的な監視、まん延防止と隔離(biosecurity)措置が講じられた共通の隔離管理体制の下、全く異なる衛生状態にある1つ以上の飼育施設(establishment)に収容された動物サブ個体群 (出典:コード用語集)

残飯・畜産品のウイルス不活化方法

第1条 総 則 一定義(抜粋)ー

- OASFとは、豚類注1のASFVの感染。
- ○豚類には、飼育注2及び野生のSus scrofa(豚、イノシシ)並びにイボイノシシ属、カワイノシシ属及びモリイノシシ属のアフリカ野生豚類が含まれる。
- ○レゼルボアはアフリカ野生豚類、ヒメダニ属のダニ (節足動物では唯一)

- 注1) イノシシ科の動物
- 注2) 家畜及び飼育野生豚

第1条 総 則 (抜粋)

OASFVの感染は、次のいずれかと定義

追加、削除

- 1. 豚(Sus scrofa)の検体からASFVが分離された場合
- 2. 以下のいずれかの豚類の試料中に、抗原又は特異的な遺伝子が 検出された場合
 - ① ASFが疑われる臨床症状を呈している又はASFの症例注と疫 学関連がある豚類
 - ② ASFVと以前関係があった又は接触した疑いが持たれる豚類
- 3. 以下のいずれかの豚類の試料中に、特異抗体が検出された場合
 - ① 臨床症状又は病理学的病変がある豚類
 - ② 症例注と疫学関連のある豚類

注)確定及び疑い症例

- ③ ASFVと以前関係があった又は接触した疑いが持たれる豚類
- ○豚(Sus scrofa)における潜伏期間は1519日

第2条 清浄性を決定する基準

1)~3)、5) 略

追加、削除

- 4) 獣医当局が野生豚<u>及び野生化豚並びにアフリカ野生豚類</u>の種 類、分布及び生息地の最新情報を有する。
- 6) 野生豚及びアフリカ野生豚類は、地理的境界、野生豚とアフリカ野生豚類の生態、ヒメダニ属のダニの存在(関連する場合)を含む疾病伝播の可能性を評価を考慮し、疾病監視を第26条に従って適切に実施
- 7) 上記6)の疾病伝播のリスク評価及び第26条に従ったサーベイランスに基づき、効果的で適切なバイオセキュリティーにより野生豚、アフリカ野生豚類及びヒメダニ属のダニ(関連する場合)から飼育豚を隔離
- ○野生豚又はアフリカ野生豚類でASFV感染が見られても、本条を満たす国からは関連条に従って安全に貿易できる。 **

第3条 清浄国/地域

- 歴史的清浄性の要件
- 2. 全豚類の清浄性の要件 第2条及び以下を満たすこと。
 - a. 過去3年間、22条から27条のサーベイランスを実施。
 - b. 過去3年間、ASFV感染の発生がない。但し、サーベイランスで を実施し、ダニの存在又は関与を示す証拠が無ければ、12か 月に短縮。
 - c. 輸入条件(第5~17条)に従い、飼育豚及び豚製品を輸入。
- 家畜・飼育野生豚の清浄性の要件
 - aとcは2.と同じ。
 - b. 過去3年間、家畜・飼育野生豚でASFV感染の発生がない。 (以下2.bと同じ)

第3bis条 清浄動物集団(コンパートメント)

一般的なコンパートメントの要件を充足(第4.3及び4.4章)

- 清浄国/地域でASFが発生した場合、清浄国/地域ではなくなるが、
- ①発生が限定している場合→

第3ter条 清浄国/地域における封じ込め地域の設置

封じ込め地域を設置(第4.3.3条)し、発生地域を限定することで、域外の清浄性を自動的に回復することができる。

②通常→

第4条 清浄ステイタスの回復

以下の場合、最終感染のあった飼育施設の消毒の3か月後、回 復

- 1) <u>ダニの関与が疑われる場合、</u>摘発淘汰完了後、疾病監視に おとり豚を使用し、2か月経過。
- 2) サーベイランス(第15.1.25条)を実施(陰性)。又は通常の清 浄性の要件(第3条)を満たす(=12か月超)。

追加、削除

第5条~第17条 輸入条件(1)

検査

清浄地

由来

 O^2

由来

清浄/

非清浄

清

対象物品

飼育豚

臨床

検査

条

項

5

輸出国の証明要件(〇:証明要、一:証明不要)

その他

汚染源と接触回避

他基準

順守

6	非	飼育豚	0	1	_	_	清浄コンパートメントで飼育 ²			
					O ³	_	出国前に隔離検疫			
8, 10	清	飼育豚 精液•受精卵	O ^{1,8}	O ^{1,7}		O ^{1,6,9}	受精卵の受精に使用する精液6			
9	非	飼育豚精液	O ^{1,8}	1	O ¹	O ^{1,6,9}	3年間4発生のない飼育施設2			
11	非	飼育豚受精卵	O ^{1,8}	1	O ^{1,5}	O ^{1,6,9}	3年間 ⁴ 発生のない飼育施設 ² 受精卵の受精に使用する精液 ⁶			
12	清	飼育豚生鮮肉	O ¹	O ^{1,11}	_	O ^{1,10}	と場でと畜(前後)検査			
12 bis	非	飼育豚生鮮肉	O ¹	_	O ¹	O ^{1,10}	汚染源と接触回避 3年間 ⁴ 発生のない群由来 ²			
経過	注)1: 供与動物、2: 誕生以来又は3か月間飼育、3: 出国前に検疫所で30日間隔離検疫。隔離21日以上 経過後にウイルス・抗体検査し陰性、5: 供与豚は、供与した21日以上経過後に抗体検査し陰性。6: 人工授 精所の衛生、精液の採取と処理のコード、7: 誕生以来又は供与前3か月以上飼育、8: 採取日前の30日間									

精所の衛生、精液の採取と処理のコート。7:誕生以米乂は供与削3か月以上飼育、8:採取日削の30日間、 症状無。9:受精卵・卵母細胞の採取と処理のコード、10:と畜検査のコード

第5条~第17条 輸入条件(2)

	対象物品		輸出国の証明要件(〇:証明要、一:証明不要)					
条項			臨床 検査	清浄地 由来	検査	他基準 順守	その他	
13	野生豚生鮮肉		_	O ¹	_	O ^{1,10}	認可検査所でと殺後検査	
14	肉製品		_	1	_	O ^{1,12}	輸出認定施設	
14				1		不活化13	輸出認定施設、接触回避	
16	毛	飼育豚	-	O ¹	_		輸出認定施設	
10		豚類		1		不活化14	輸出認定施設、接触回避	
	皮、 戦利 品	<u>豚類</u>	_	<u>O¹</u>	_	l	輸出認定施設	
17-bis		<u>飼育豚</u>		O ¹			輸出認定施設	
		豚類		_		不活化14	輸出認定施設、接触回避	
17	敷料、糞尿、 その他		_	O ¹	_	_		
17-ter			_	_	_	不活化	輸出認定施設、接触回避	

注)1: 供与動物、1': 歴史的清浄性又は全<u>豚類の清浄性</u>、2: 誕生以来又は3か月間飼育、4: ダニの関与がなければ12か月に短縮、10: と畜検査のコード、11: 誕生以来3か月以上飼育、12: 12、12bis、13条の生鮮肉由来、13: 19条の不活化条件、14: 21条の不活化条件

第18条~第21条 ASFVの不活化条件

第18条 残飯:(略)

※規定するもの以外で同等の不活化処理を使用できる旨を追加。

第19条 肉

- 1 加熱処理:(略)
- 2 乾燥処理豚肉(dry cured pig meat)(検討中):
 - a) 塩漬けの場合は、最低6か月<u>塩蔵</u>・乾燥
 - b) 塩漬け以外の場合は、最低12か月処理·乾燥

第20条 ケーシング: (略)

第21条 皮と狩猟記念品; 第21ter条 敷料及び堆肥:(略)

第21bis条 獣毛:

- 1) 30分間煮沸
- 2) 1%ホルムアルデヒド(30mLホルマリン/1L水)に24時間浸 漬

第22条~第27条 体系的な疾病監視

第22条 序論

第23条 一般的条件と方法

第24条 戦略

- 1. 序論
- 2. 臨床的疾病監視
- 3. ウイルス学的疾病監視
- 4. 血清学的疾病監視

第25条 清浄性回復のための疾病監視の追加要件

第26条 野生豚における疾病監視

第27条 媒介節足動物の監視

※ベクター試料の採取法の例としてフラッギングを追加

第22条 疾病監視への序論(抜粋)

考慮すべき疫学的特徴

下線部: CSFのコードと の違い。

- 残飯給餌の役割
- 生産形態による影響の違い
- 疾病の維持と伝播における野生豚及びアフリカ野生豚類の役割
- *ヒメダニ*属のダニの存在と疾病の維持と伝播における役割
- ASFVの伝播における精液の役割
- 特徴的な肉眼病変と臨床症状の欠落
- キャリア(保菌)動物の発生
- ASFVの遺伝的多様性

第24条 疾病監視戦略(序論抜粋)

CSFのコードにはない記述

ASFVの侵入リスクが高くなったとして、疾病監視方法を見直すべき場合は、以下のとおり。

- 生きた豚、又は豚製品を輸入している国又は地域でASFが 発生(emerge)又は有病率が増加した場合
- 野生豚のASFの有病率が国又は地域内で増加した場合
- ASFの有病率が隣接する国又は地域内で増加した場合
- 一 隣接する国又は地域で、感染した野生豚群の侵入又はこれに接する(曝露)機会が増加した場合
- ASFの疫学にダニの関与が証明された場合

第27条 媒介節足動物の監視(抜粋)

CSFのコードにはない記述

- 〇目的: ASFVを媒介し、又はレゼルボアとなる、ヒメダニ属のダニの種類と分布を明らかにする。
- ○伝播経路:通常、経発育期(transmitted transstadially)感染だが、ヒメダニ属のムバータ亜種(Ornithodoros moubata亜種)では垂直(介卵)感染もみられる。
- 〇天候や生息環境の変化による分布への影響も考慮
- 〇生息しているダニの種の生物学及び生態学的、特に豚の生産に関係する巣穴や構造物から、これらのダニが好む生息環境を考慮して、採材計画を立てること。その際、国内又は地域の豚の分布と密度も考慮すること。
- ○採材方法には、二酸化炭素による捕獲器、フラッギング、巣穴 や構造物の吸引などがある。

17